

保医発第1010001号
平成20年10月10日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」の一部改正について

標記については、平成18年3月30日保医発第0330007号により通知されたところであるが、中央社会保険医療協議会総会（平成20年2月13日）において、DPCに係る制度運用の改善として、DPCにおける診療報酬明細書の提出時に、包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報も加えることとされたことから、上記通知の一部を別紙の通り改正し、平成21年1月診療分の診療報酬明細書より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、今回の取扱いは、DPCのコーディングが適切かどうかを確認するためのみのものであることに留意されたい。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」
(平成18年3月30日保医発第0330007号)の一部改正について

1 別紙中「Ⅱ 診療報酬明細書(様式第9)の記載要領」を「Ⅱ 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領」に改める。

2 別紙中、Ⅱの2の(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 明細書提出時における診療行為内容の添付について

平成21年1月診療分以降の明細書については、その診療行為の内容がわかる情報(以下「コーディングデータ」という。)を添付すること。

その場合の具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

① コーディングデータについては、別添様式により電子媒体にて提出すること。

② 明細書については、可能な限り、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格により提出すること。

ただし、それが困難な場合であって明細書を紙媒体により提出する場合についても、コーディングデータは電子媒体により提出すること。

③ コーディングデータについては、明細書の該当月における包括評価による算定を行った期間の診療行為、医薬品及び特定器材の情報を対象とすること。

なお、平成22年度診療報酬改定時にコーディングデータの提出期間を拡大することもあること。

3 別紙中、(14)の次に別添様式を加える。